

NPO法人日本高次脳機能障害 友の会オンライン全国大会

高次脳機能障害支援法制定に向けて

NPO法人日本高次脳機能障害友の会 顧問
神奈川リハビリテーション病院 総合相談室
高次脳機能障害相談支援コーディネーター
瀧澤 学

現状

- 支援の根拠：高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- 事業の位置づけ：都道府県地域生活支援事業（専門性の高い相談支援事業）
- 事業費の負担割合：国50%・都道府県50%
- ⇒予算：義務的経費・裁量的経費
- ⇒予算規模に都道府県で大きな差異がある
- ⇒高次脳機能障害がある方の人数：30-50万人（H28生活のしづらさ実態調査では32万7千人 ※発達障害者は48万1千人）

日本の障害者福祉の歴史と支援センター

S22児童福祉法（12条児童相談所）

S24身体障害者福祉法（11条身体障害者更生相談所）

S35知的障害者福祉法（12条知的障害者更生相談所）

H7精神障害者保健福祉法（6条精神保健福祉センター）

H16発達障害者支援法（14条発達障害者支援センター）

※発達障害者支援センターは直営と委託がある

大都市特例が設けられている（身43知31精51発25）ので政令都市にも設置されている

●支援センターの責務：(法によって異なるが)「知識普及や調査研究」「家族・関係者への助言」「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する情報提供」「関係機関及び民間団体との連絡調整」等

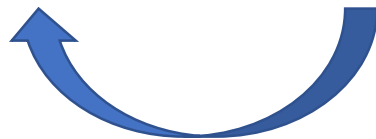
高次脳機能障害支援法が制定されると

~~●支援の根拠：高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業~~

●事業の位置づけ：都道府県地域生活支援事業
(専門性の高い相談支援事業)

~~●事業費の負担割合：国50%・都道府県50%~~

⇒予算：義務的経費・裁量的経費



法制化への道のり

- 法制化には法案を国会に提出する必要がある

内閣立法・議員立法

発達障害者支援法(H7)・医療的ケア児支援法
(R3)は議員立法

※議員提出：予算が伴う場合衆議院で50名以上、
参議院で20名以上の賛成が必要。

- 法制化のためには

国会議員等へのロビー活動⇒議員連盟や議員の会
発足

署名活動

メディアからの情報発信

関係省庁の理解